

盛岡市動物公園ランドスケープ等工事

一般競争入札心得

(趣旨)

第1 この心得は、盛岡市動物公園ランドスケープ等工事一般競争入札条件書（以下「条件書」という。）に示した事項のほか、盛岡市動物公園再生事業会社が行う競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の心得について必要な事項を定めるものとする。

(基本的事項)

第2 入札参加者は、入札前に指定場所においてこの心得、図面その他の書類を閲覧し、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、この心得、仕様書、図面その他の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札参加者資格の確認)

第3 入札参加者は、入札書を提出する前に担当職員による入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(入札の方法)

第4 入札参加者は、入札書を入札に付する事項ごとに作成し、条件書に示された入札の日時及び場所において提出しなければならない。

(代理入札)

第5 入札参加者は、その代理人により入札するときは、入札前に委任状を入札執行職員に提出しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第6 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、差替え又は撤回をしてはならない。

(公正な入札の確保)

第6の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、入札意思又は技術提案についていかなる相談も行わず、独自に入札価格又は技術提案書の記載内容を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格及び技術提案書の記載内容を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7 契約者及び事業執行者は、入札参加者が連合し、不穏の行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

2 契約者及び事業執行者は、入札の執行の際条件書に示した入札の場所において、次の各号のいずれかに該当する行為があると認めたときは、当該行為を行った者をその場所から退去させることがある。

(1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとする事。

(2) 公正な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るため連合すること。

(入札書記載事項等)

第8 入札書には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 頭書に「入札書」である旨
- (2) 入札金額
- (3) 入札件名
- (4) 一般競争入札心得を承諾のうえ入札する旨
- (5) 入札年月日
- (6) 入札参加者住所・氏名（法人にあっては商号、代表者職氏名）・押印、ただし、代理人が入札を行う場合は、委任者住所・氏名（法人にあっては商号）、代理人氏名・押印
- (7) あて名

2 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。ただし、別途指示のあるものについては、その指示によるものとする。

(開札)

第9 開札は、条件書に示された入札の場所において、入札参加者全員が入札書を提出したことを確認した後、開札する旨を宣言し、入札書を提出した者（以下「入札者」という。）を立ち会わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札の事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第10 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 条件書に示した入札の日時及び場所以外でした入札
- (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について同一人が同時に2通以上提出した入札
- (9) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
- (10) 第8第1項に規定された記載事項が入札書に正しく記載されていないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札の辞退)

第11 入札参加者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、既に入札書を提出した者は、辞退することができない。

2 入札参加者は、入札の辞退をしようとするときは、その旨を次に掲げるところにより届け出るものとする。

(1) 入札の執行前にあっては、辞退届を契約担当職員に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）をすること。

(2) 入札の執行中にあっては、辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行職員に直接提出すること。

3 提出した辞退届は、いかなる理由があっても撤回することができない。

（落札者の決定）

第12 落札者は、最低価格をもって入札した者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者又は価格その他の条件が最も有利なものをもってした落札候補者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札の事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 落札者を決定したときは、直ちに入札者にその氏名（法人にあっては、その名称）及び金額を告知及び公表する。

（契約の締結）

第13 落札者は、契約担当職員から示された契約書の案に基づいて契約書を作成し、記名押印の上落札者として決定された日から7日以内にこれを提出しなければならない。

2 落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、契約の相手方としない場合がある。

3 落札者決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に申請したものにあつては、総合評価値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過したとき。

(2) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対する業種について岩手県を含む地域で命ぜられたとき。

(3) 前号の場合のほか、当該契約に係る営業又は事業に関係する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖を命ぜられたとき。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているとき。

(5) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日契約者及び事業執行者決裁）に基づく指名停止措置又は文書警告を受けたとき。

(6) 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であるとき。